

第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和6年度)の進捗状況について

区分	現状と課題	第9期における 具体的な取組	計画 記載頁	2024年度(令和6年度)目標値 (事業内容、指標等)	事業・取組内容	課題と対応策
①自立支援・介護 予防・重度化防止	地域包括ケアシステムの構築に非常に有効であるとされている個別地域ケア会議を11箇所を設置された地域包括支援センターを中心に開催。自立支援に資するケアマネジメントを基本に、個別地域ケア会議を通して地域課題を共有し、資源開発や政策形成に繋げていくことが必要である。	リハビリテーション専門職による研修会等を開催し、会議での議論がより自立支援に繋がるよう に個別地域ケア会議の推進に取り組む	71頁	個別地域ケア会議での年間協議件数 (R5) (R6) (R7) (R8) 協議件数 43 132 132 132 146 135	多職種協働による個別地域ケア会議を年間132事例(11包括×6回×2事例)を目標として実施した。開催数は59回と予定を下回ったものの、予定数を上回る135事例の検討・評価を行い、高齢者の支援を行うとともに、地域課題の整理を行った。会議開催方法については、市と地域包括支援センターとの協議の場を設け、事例選定基準や会議様式の見直しを行い、令和6年度から試行導入した。 また、令和4年度に実施した個別地域ケア会議で把握された課題について検討し、送迎付き介護予防教室の開催やリハビリテーション活動支援事業を実施した。 年間開催数:59回(89.4%) 年間検討事例数:135事例	個別地域ケア会議での議論をより効果的なものとするため、事例選定基準や会議様式を見直し、試行実施することとしているが、試行結果を踏まえてさらなる検討見直しが必要。また、個別地域ケア会議で深掘りする個別事例のテーマについて、市が重点的に取り組みたいテーマと連携できるよう検討し、関係機関と調整を行う必要がある。
①自立支援・介護 予防・重度化防止	一般介護予防事業の中で、様々な介護予防教室を開催することにより、高齢者の自立支援・介護予防に努めている。参加者が効果的に介護予防の知識を得直し、より高い達成感を得ることが必要である。	介護予防(フレイル予防)に効果的な教室等の充実に努め、参加者の目標達成率の改善に取り組む	71頁	参加者の目標達成率 (R5) (R6) (R7) (R8) 達成率 84.9 100 100 100 85 87	市直営の介護予防教室(転倒予防、筋力アップ、ボールエクササイズ、認知症予防)については、38教室開催し、積雪の影響で当初計画より1回減になったが383回実施することができ、1021名の参加があった。また、新規に1地区を対象に健康講座を実施し、介護予防・フレイル予防の普及・啓発ができた。 R6年度の参加者の目標達成率は87%であり、R5年度よりも2%向上した。	65歳以上人口における第1号被保険者の認定率が県平均を上回る状況であることから、引き続き、要介護等認定率の維持・改善に資するための効果的な介護予防教室及びプログラムの充実に取り組んでいく必要がある。 また、教室参加者についてはリピーターが多いことから、新規参加者を増加させるよう周知に取り組む必要がある。
①自立支援・介護 予防・重度化防止	いきいきサロン等を中心とする住民主体の通いの場を対象とした、出前講座形式等による介護予防教室を開催している。既存の参加者以外の高齢者にも広く周知を図り、事業の充実に努める必要がある。	いきいきサロン等を中心とする住民主体の通いの場を対象とした、出前講座形式による介護予防教室の開催に努める	71頁	出前講座形式による介護予防教室 の年間開催数 (R5) (R6) (R7) (R8) 開催数 100 200 200 200 194 216	住民主体の通いの場である「ふれあい・いきいきサロン」を支援している、飯塚市社会福祉協議会と連携して周知を行い、216回の出前講座を開催し、延べ3,890人の参加があった。 年間開催数:216か所(108%)	出前講座による講師派遣に加えて、担い手の育成・支援など、住民主体の通いの場を市として支えていく取り組みが必要である。
①自立支援・介護 予防・重度化防止	認知症サポーターの養成については、年間1,000人を目標としているが、事業開始から10年以上経過したこともあり、年々募集に対して参加者の減少がみられる。今後は一般受講者に加え、特に市内の小・中学校での開催も含め、全年齢層での受講者確保に努めていく必要がある。	若年層を含む、幅広い年代層への認知症に対する知識の普及啓発や認知症の人を支える地域 づくりの促進のため、認知症サポーターの養成に努める	71頁	サポーターの年間養成者数 (R5) (R6) (R7) (R8) 養成者数 775 1,000 1,000 1,000 1,194 612	世界アルツハイマーデーにあわせて開催された認知症イベントとの共催、また近年開催していなかった市内3校の中学生に対し講座を行った結果、612名の認知症サポーターを養成した。 養成講座開催数:17回 受講者数:612(61.2%) (累計:14,115人)	認知症基本法が施行され、認知症に対する普及啓発は重要である。受講者の約半数が70代以上であることから、幅広い年齢層に講座を受講してもらい、様々な年代のサポーターを増やしていく必要がある。
①自立支援・介護 予防・重度化防止	今後の更なる高齢化を考慮し、地域の実情に応じた、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた具体的な取組を進めることが極めて重要である。	事業所や市民等に向けた自立支援・重度化防止に関する研修会等を行い、自立支援・重度化防止に寄与できるよう努める	71頁	事業所、市民等への研修会等開催数 (R5) (R6) (R7) (R8) 目標 1 5 5 5 実績 3 4	市内の介護事業者に向けて、自立支援・介護予防・重度化防止に資する研修を実施した。 ・事業者向け 3回(通所系・施設系・ケアマネ) ・団体(居宅連絡協議会)向け 1回	令和6年度において、ケアプラン点検事後研修会に併せて、本市の新規認定者及び認定者の自立支援・重度化の状況を踏まえながら、自立支援の重点ポイントについて研修を開催した。自立支援に向けては、市民側の意識改革が必要となるが、事業者側の意識を「自立支援」に向けることも必要であるため、引き続き研修等を実施していく。

※上段は目標値、下段は実績値、令和5年度の目標値は9月末までの数値

第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和6年度)の進捗状況について

区分	現状と課題	第9期における 具体的な取組	計画 記載頁	2024年度(令和6年度)目標値 (事業内容、指標等)	事業・取組内容	課題と対応策
②給付適正化	適正な審査判定が行われるよう、認定調査票や主治医意見書の記入漏れ、内容の不整合がないか点検を行う。 認定調査員研修や介護認定審査会の研修等に参加し、それぞれの技術的向上及び適正・効率化を図る必要がある。	要介護認定の適正化	78頁	認定調査票及び主治医意見書の確認・点検 (R5) (R6) (R7) (R8) 達成率 100 100 100 100 100 100 ※上段は目標値、下段は実績値	適正な審査判定が行われるよう、全件に対して認定調査票、主治医意見書の記入漏れや内容の不整合がないか点検を行った。 福岡県が実施する認定審査セミナー事業、調査員の現任研修等への参加により技術的向上を図った。 介護認定審査会の簡素化を実施し、迅速な結果通知に繋げることで、今後の認定件数増加に対応するための実施体制を図った。	本市の二次判定結果の原因分析(全国・県内との比較、分析)と他自治体の取組状況の調査を実施し、要介護認定の改善に取り組む。 認定調査票の全件チェック実施による認定調査の標準化を図り、研修等への参加により調査員のスキル向上及び適正化を図る。 認定審査会における「簡素化」の活用等により、遅滞なく認定結果の通知までの事務処理を実施する。
②給付適正化	ケアプランが利用者の状態に即したものでなく、事業所本位のもの等になっていた場合、利用者の自立支援及び給付の適正化にはつながらなくなってしまう。 ケアマネジャー及び各サービス事業所の計画作成者が、サービス利用者の抱える問題点等を適切に把握し、利用者の要介護状態の維持・改善につながる適切なケアプラン等が作成されているかを確認するためにケアプラン等の点検を実施する。	ケアプラン(個別サービス計画書含)点検	78頁	点検後のヒアリング実施件数 (R5) (R6) (R7) (R8) 実施件数 50 75 75 75 110 102 ※上段は目標値、下段は実績値	令和6年度は、運営指導時に確認したケアプラン及びサービスプランを含み、102事業所に対し、プランの点検及びヒアリングを実施した。	令和6年度においても、専門的な知識を有する資格者とともに、①自立支援・重度化防止の実現に向けたケアプランの視点、②ケアマネ業務の適切な実施と記録の重要性の視点を重視し、ケアプランを点検するとともにヒアリングで双方の意識向上を図った。 今後も質の確保・向上に向けた指導・支援を行い保険者・ケアマネジャー双方の資質の向上を図る必要がある。
②給付適正化	高齢者向け住まい等に居住する利用者は、当該住まい等に併設するサービス事業所又は住まい等と同一法人が運営するサービス事業所の利用に限定されやすく、事業者本位の不必要なサービス提供がされやすい。 ケアプラン点検等を通じ、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所に対し、利用者本位のプランの作成を指導する必要がある。	高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検	78頁	事業所件数 (R5) (R6) (R7) (R8) 件数 2 2 2 2 2 2	高齢者向け住まい等に居住している利用者のケアプランについて、市が指定した要件に該当するサービスを利用するケアプランを点検し、適正な利用となっているか等、居宅介護支援事業所等に対し、確認及び指導を行った。 令和6年度実績 2事業所(10プラン)	居宅介護支援事業所及び利用者に対し、ヒアリングを行い、適正な利用となっているか、確認及び指導を行ったが、市内に高齢者向け住まいが多数存在するため、今後も計画的に確認及び指導を行っていく必要がある。
②給付適正化	・住宅改修等を活用し自立した日常生活を営むことができるよう、限られた資源の中で受給者が真に必要なとするサービスを事業者が過不足なく適切に提供しているか確認する必要がある為、積極的事後点検を行っている。 ・専門職等の知見が必要な場合もあり、専門職の確保が課題である。	住宅改修・福祉用具購入の点検	78頁	事後現地点検件数 (R5) (R6) (R7) (R8) 件数 120 120 120 120 144 126	点検対象を抽出し、訪問し本人の動作確認や家族を含め聞き取りを行い、住宅環境を確認する。また、申請書と相違の有無など適正に施工、利用されているか現地確認を行った。 住宅改修点検 101件 福祉用具購入点検 25件	住宅改修の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力等を踏まえ、改修内容に疑義がないか確認を行っていくために、事前に申請書を熟読するなど事前準備を整え現地確認を実施する。
②給付適正化	福祉用具を利用し、自立した日常生活を営むことができるよう、福祉用具の貸与の必要性等が検討されているかを確認するため、福祉用具貸与が位置付けられたケアプランの点検を実施している。 利用者の正確な状態像を把握するため、専門職等の知見が必要となっている。	福祉用具貸与調査	78頁	調査件数 (R5) (R6) (R7) (R8) 件数 30 30 30 30 22 34	ケアプラン点検の一環として、福祉用具貸与がケアプランに位置付けられているプランを抽出し、点検を行っている。指導に際しては、利用者の正確な状態像を把握する必要があるため、利用者宅を訪問し、状況も確認し、適切な福祉用具貸与となるよう指導している。 令和6年度 調査件数:34件	利用者の状況を確認した上で、適切な福祉用具貸与となるようケアマネジャー及び福祉用具貸与事業者に対し指導した。福祉用具については、令和6年度より購入と貸与の選択制の対象となったものもあるため、引き続きケアマネジャー及び福祉用具事業者に対し、福祉用具の貸与の必要性を指導していく必要がある。
②給付適正化	適正な給付を確保するために、福岡県国民健康保険団体連合会が実施する縦覧点検や医療情報との突合点検を行い、不正請求防止に努める。	医療情報との突合・縦覧点検	78頁	事業所確認件数 (R5) (R6) (R7) (R8) 件数 1,500 1,500 1,500 1,500 2,502 2,918	縦覧点検・医療情報との突合 (事業所照会件数) 2,918件	福岡県国民健康保険団体連合会が実施する縦覧点検や医療情報との突合点検を今後も続けていく必要がある。

※上段は目標値、下段は実績値、令和5年度の目標値は9月末までの数値